2015.03.01 公契約ニュース
発　行：川村雅則研究室（北海学園大学）
連絡先：011-841-1161（2744）

旭川から道内初の公契約条例の制定を！

市民 100 人が集った、2.28 反貧困・公契約集会＠旭川

◆2015 年 2 月 28 日、旭川市勤労者福祉センターに市民 100 人が集まった。旭川弁護士会主催の集会、「旭川でのワーキングプアの実態と公契約条例の可能性」を語る集会だ。日本弁護士連合会が全国各地で展開している「貧困問題全国キャラバン」の一環でもある。ちなみに集会で報告したのは、「旭川ワーキングプア研究会（代表：小林史人 旭川弁護士会会長）」のメンバー（労働組合、弁護士、研究者）でもある。

集会は、道内初の公契約条例は旭川から！（と私には聞こえた）小林代表の挨拶でスタート。私は「なくそう！ワーキングプア、はじめよう！公契約運動」と題して報告した。

◆思えば、2013 年冬の準備会を経て、私たち旭川ワーキングプア研究会が本格的に活動を開始したのが 14 年の春。今集会までの 1 年弱のあいだ、会議と調査活動を重ねてきた。調べてきたのは、旭川におけるワーキングプアの実態だけではない。例えば、建設事業者の直面している困難や市の入札契約制度など、労使双方あるいは地域経済や行政の課題にも目を配ってきたつもりである。その成果が集会で報告された。

・短期間・短時間勤務者を除いても今や全国で 60 万人（総務省調べ）と言われる、地方公共団体で働く臨時・非常勤職員。いわゆる非正規公務員問題だ。旭川市ではその割合は職員全体の 4 割を占める。同じ職場で肩を並べて働く彼ら臨時・非常勤の待遇を放置するわけにはいかないという旭川市職労からの力強い報告。

・建設・公共事業現場にも、技能労働者でありながら低賃金という問題が広がる。この 2 年間で公共工事設計労務単価は大きく引き上げられたのに労働者の賃金には反映されていない。そのことを丹念な公共工事現場調査で明らかにした建交労旭川支部からの報告。

◆以上の 2 つの報告と札幌の公契約運動の報告を含むパネルディスカッションでは、旭川におけるワーキングプアのリアルな実態と、とりわけ官製ワーキングプア問題に対し自治体には使用者そして発注者としての責任があること、そして何よりも、旭川でも公契約条例の制定が必要なことなどを参加者一同で確認した。

◆研究会では、今後、業界団体や議会関係者へのアプローチを強めていく予定である。引き続きみなさんのご支援をお願いします。